

令和 6 年 11 月 12 日  
金城地域協議会資料  
金城支所産業建設課

## 浜田市縁の里地域振興施設の休館について

浜田市縁の里地域振興施設（浜田市金城町波佐イ 267 番地 10）については、平成 23 年度の開設以降、NPO 法人えにしの里が指定管理を行ってきましたが、令和 7 年度から当面の間、施設を休館する方針となりましたので報告します。

### 1 施設管理の方針について

令和 7 年度以降、当面の間休館とする。

ただし、当該施設の公衆トイレについては、直営での維持管理を行う。

### 2 休館となった経緯

令和 7 年度以降の指定管理について、現指定管理者である NPO 法人えにしの里と協議を行ってきましたが、次期指定管理期間については受託できないと回答がありました。

これを受け、波佐まちづくり委員会へ次期指定管理の受託を打診しましたが、受託できないと回答を受けました。

これらの回答を踏まえ、令和 7 年度から次期管理者が決定するまでの間、施設を休館することとしました。

### 3 地域への影響

- (1) これまで NPO 法人えにしの里が運営してきた産直市は休止となります。
- (2) 地域のイベント等の情報やチラシを配架できなくなります。
- (3) 敷地内に設置している精米機は撤去することになるため使用できなくなります。

## 【参考】

### 当該施設建設から指定管理までの経緯

|     |                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H18 | ・波佐自治会から「道の駅整備に関する要望書」を受ける                                                                                                  |
| H20 | ・波佐地区と小国地区の住民で組織した「縁の里づくり委員会」が設立<br>・地域振興施設を宝くじ助成を受けて建設したいが、任意団体は対象にならないため、NPO 法人を設立して申請したいとの報告がある。                         |
| H21 | ・縁の里づくり委員会の役員を中心に協議し、現指定管理者である「特定非営利法人えにしの里」を設立<br>・縁の里づくり委員会から、固定資産税等の問題があるため、市において地域振興施設を整備してもらいたいと要望があり、市において建設することとなった。 |
| H23 | ・縁の里地域振興施設竣工<br>・現指定管理者が指定管理を開始（～令和 7 年度まで）                                                                                 |

### 交渉の経過

|                 |                                                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年 12 月 6 日 | 市と波佐まちづくり委員会が協議。<br>当該施設の指定管理を受託してもらいたい旨を相談。                                     |
| 令和 6 年 2 月 28 日 | 同委員会から、NPO 法人が指定管理を受託するかどうか意向を確認してもらいたい旨を記載した要望書が提出される。                          |
| 令和 6 年 3 月 13 日 | NPO 法人との協議。次期指定管理を受託できないと正式に伝えられる。                                               |
| 令和 6 年 4 月 15 日 | 要望書に対する回答書を送付。次期指定管理を同委員会に受託してもらいたいと改めてお願いします。                                   |
| 令和 6 年 7 月 17 日 | 同委員会主催の説明会において、地域住民へ状況説明を行い意見集約される。                                              |
| 令和 6 年 8 月 19 日 | 同委員会として指定管理を受託できない旨の回答文を受理。                                                      |
| 令和 6 年 11 月 3 日 | 次期指定管理期間の管理者が選定できないことから、第 3 回指定管理者制度推進本部会議において、令和 7 年度から当面の間は当該施設を休館することを方針決定した。 |